

令和5年10月

事業者各位

釧路労働基準監督署

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育について
(お知らせ)

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号。)により、貨物自動車に荷を積む作業又は貨物自動車から荷を卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育(以下「特別教育」という。)が必要な業務に追加され、令和6年2月1日から施行となり、事業者はテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育を修了した労働者に当該業務に就かせる必要があります。

特別教育は法定の時間数について、十分な知識、能力、経験等を有する者により実施する必要があるため、事業者に代わって特別教育を行う講習会等を利用することも可能です。

貴事業場におきましては、テールゲートリフターの操作の業務を安全かつ適法に行うため、令和6年2月1日までに当該業務に係る特別教育を実施していただきますようお願い申し上げます。